

国民保護業務計画

平成28年7月

日本電信電話株式会社
東日本電信電話株式会社
西日本電信電話株式会社
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
株式会社 N T T ドコモ

目 次

第1章 総則	1
第1節 国民保護業務計画の目的	1
第2節 国民保護業務計画の基本方針	1
第3節 国民保護業務計画の運用	1
第4節 定義	2
第2章 体制の確立	3
第1節 対策体制の整備	3
第2節 国民保護対策本部の運営	3
第3節 国民保護に関する各社の役割と社外機関との協調	3
第3章 国民保護措置に関する事項	5
第1節 住民の避難に関する措置	5
第2節 避難住民等の救援に関する措置	6
第3節 武力攻撃災害への対処に関する措置	6
第4節 情報の収集及び提供	7
第5節 国民保護措置の実施に必要な通信手段の確保	8
第6節 国民生活の安定に関する措置	9
第7節 訓練及び備蓄、その他	10
第4章 緊急対処事態等への対処	11

第1章 総則

第1節 国民保護業務計画の目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号、以下「国民保護法」という。）第36条第1項の規定に基づき、日本電信電話株式会社（以下「持株会社」という。）、東日本電信電話株式会社（以下「東地域会社」という。）、西日本電信電話株式会社（以下「西地域会社」という。）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「長距離会社」という。）、株式会社NTTドコモ（以下「ドコモ」という。）が、その業務に関して国民の保護のために実施する措置内容、実施方法、実施体制等について定め、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急処理事態における緊急対処保護措置（以下「緊急対処保護措置」という。）の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

第2節 国民保護業務計画の基本方針

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、電気通信事業の公共性に鑑み、その業務に関して国及び地方公共団体その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態等においても社員の安全確保に配慮の上、可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信をそ通させるよう、以下のとおり国民保護措置を図るものとする。

- (1) 武力攻撃事態等における国民保護措置に当たっては、国民保護措置に従事する社員の安全確保に配慮の上、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に実施するものとする。
- (2) 電気通信事業者である指定公共機関として、次の各項の対策の推進と体制の確立を図る。
 - ①災害対策とあわせて、平素から設備自体を物理的に強固にし、信頼性の高い通信設備を構築するとともに、電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
 - ②重要通信をそ通させるための通信手段を確保する。
 - ③武力攻撃災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧する。

第3節 国民保護業務計画の運用

1. 他の計画との関連

この計画は、国民保護法、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号、以下「事態対処法」という。）、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号）、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等の関係法令に基づく諸計画等と調整を図り運用する。

2. 国民保護業務計画の修正

この計画は、常に検討を加え、必要があると認められるときは、持株会社が調整、取りまとめを行い、これを修正する。

第4節 定義

1. 武力攻撃事態等

事態対処法第2条2号に定める武力攻撃事態及び同法第2条3号に定める武力攻撃予測事態をいう。

2. 国民保護措置

国民保護法第2条3号に定める国民の保護のための措置をいう。このうち、持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモが実施する国民保護措置は、その業務に関するものをいう。

3. 武力攻撃災害

国民保護法第2条第4項に定めるものをいう。

4. 警報

国民保護法第44条第1項に定めるものをいう。

5. 避難措置の指示

国民保護法第52条第1項に定めるものをいう。

6. 避難指示

国民保護法第54条第1項に定めるものをいう。

7. 緊急通報

国民保護法第99条第1項に定めるものをいう。

8. 生活関連等施設

国民保護法第102条第1項に定めるものをいう。

9. 重要通信

電気通信事業法第8条第1項に定めるものを内容とする通信をいう。

10. 緊急対処事態

事態対処法第22条第1項に定めるものをいう。

第2章 体制の確立

第1節 対策体制の整備

1. 対策体制の整備

- (1) 持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの本社、支社・支店等は、武力攻撃事態等における国民保護措置を実施する国民保護対策本部の長及び組織編成をあらかじめ定めておく。
- (2) 持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、武力攻撃事態等が発生したときの連絡体制、関係社員の非常参集等について、あらかじめ定めておく。

2. 国民保護対策本部の設置

武力攻撃事態等が発生し、国に事態対策本部が設置された旨の通知を国より受けたときには、持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、本社、支社・支店等に国民保護対策本部を設置する。

- (1) 持株会社は、国民保護対策本部を設置する。
- (2) 東地域会社、西地域会社は、本社、管内全域の支店等に国民保護対策本部を設置する。
- (3) 長距離会社は、国民保護対策本部を設置する。
- (4) ドコモは、本社、管内全域の支社等に国民保護対策本部を設置する。

第2節 国民保護対策本部の運営

1. 権限の行使と責任

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは国民保護対策本部が設置された場合、国民保護措置に関する一切の業務は、国民保護対策本部のもとで行う。

2. 国民保護対策本部の長による国民保護対策本部員の動員の指示

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの国民保護対策本部の長は、ただちに国民保護対策本部員の動員を指示する。

3. NTTグループ内の情報連絡の経路

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの国民保護対策本部相互の情報連絡については、各社に情報を統括する組織を設置し、これにより一元的に行う。

第3節 国民保護に関する各社の役割と社外機関との協調

国民保護措置が円滑かつ効率的に行なわれるよう、持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは次のとおり役割を果たすとともに、平素から社外関係機関と密接な連絡を行なう。

1. 持株会社の役割

- (1) 総務省等の関係政府機関及び報道機関等と国民保護業務計画に関し連絡調整を図る。武力攻撃事態等には、国に設置される事態対策本部等と緊密な連携を保ち、国民保護業務計画の円滑・適切な遂行に努める。
- (2) 円滑な武力攻撃災害復旧、重要通信の確保等を図るため、東地域会社、西地域会社、長距離会社、ドコモ及びその他のグループ会社の統括・調整機能を発揮する。

2. 東地域会社、西地域会社の役割

(1) 本社における対応

- ①持株会社と連携し総務省等の関係政府機関並びにライフライン事業者及び報道機関等と国民保護業務計画に関し連絡調整を図る。
- ②武力攻撃事態等には持株会社と緊密な連携を保ち、国民保護業務計画の円滑かつ適切な遂行に努める。

(2) 支店等における対応

- ①長距離会社及びドコモと連携し、必要に応じて当該区域を管轄する地方公共団体、警察、消防、ライフライン事業者等と国民保護に関する計画、連絡体制に関し連絡調整を図る。
- ②平常時には各支店等で当該地方公共団体の国民保護協議会等と、また武力攻撃事態等には各国民保護対策本部が当該の地方公共団体の国民保護対策本部等と緊密な連携を保ち、国民保護業務計画の円滑・適切な遂行に努める。
- ③都道府県国民保護対策本部長より緊密な連絡を図る必要があるため社員の派遣を求められたときには、当該都道府県を管轄する支店等より社員を派遣するよう努める。

(3) グループ会社との協調

グループ会社と協調し国民保護措置に努めるとともに、要員、資機材、輸送等についてあらかじめ整備しておく。

3. 長距離会社の役割

- (1) 持株会社、東地域会社、西地域会社、及びドコモと連携し、総務省等の関係政府機関、また、当該地域を管轄する地方公共団体、警察、消防、ライフライン事業者及び報道機関等と国民保護業務計画に関し連絡調整を図る。
- (2) 武力攻撃事態等には、持株会社、東地域会社、西地域会社、及びドコモと緊密な連携を持ち、国民保護業務計画の円滑・適切な遂行に努める。
- (3) グループ会社と協調し国民保護措置に努めるとともに、要員、資機材、輸送等についてあらかじめ整備しておく。

4. ドコモの役割

(1) 本社における対応

- ①持株会社と連携し総務省等の関係政府機関並びにライフライン事業者及び報道機関等と国民保護業務計画に関し連絡調整を図る。
- ②武力攻撃事態等には持株会社と緊密な連携を保ち、ドコモの統括・調整を実施し国民保護業務計画の円滑かつ適切な遂行に努める。

(2) 支社における対応

- ①東地域会社、西地域会社、及び長距離会社と連携し、必要に応じて当該区域を管轄する地方公共団体、警察、消防、ライフライン事業者等と国民保護に関する計画、連絡体制に関し連絡調整を図る。
 - ②平常時には当該地方公共団体の国民保護協議会等と、また武力攻撃事態等には各国民保護対策本部が当該の地方公共団体の国民保護対策本部等と緊密な連携を保ち、国民保護業務計画の円滑・適切な遂行に努める。
 - ③都道府県国民保護対策本部長より緊密な連絡を図る必要があるため社員の派遣を求められたときには、当該都道府県を管轄する支社等より社員を派遣するよう努める。
- (3) グループ会社との協調
- グループ会社と協調し国民保護措置に努めるとともに、要員、資機材、輸送等についてあらかじめ整備しておく。

第3章 国民保護措置に関する事項

第1節 住民の避難に関する措置

1. 警報の発令等に伴う情報伝達

- (1) 持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、国が発令又は通知する警報等に関して、平素から情報伝達経路を整備する。
- (2) 持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、国より警報又は警報の解除の通知を受けたときには、あらかじめ定めた情報伝達経路により、正確かつ迅速に伝達する。

2. 避難措置の指示等に伴う情報伝達

- (1) 持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、国が通知する避難措置の指示等に関して、平素から情報伝達経路を整備する。
- (2) 持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、国より避難措置の指示又は避難措置の指示の解除の通知を受けたときには、あらかじめ定めた情報伝達経路により、正確かつ迅速に伝達する。

3. 避難の指示等に伴う情報伝達

- (1) 東地域会社、西地域会社、長距離会社、ドコモの支社・支店等は、都道府県が通知する避難の指示等に関して、平素から情報伝達経路を整備する。
- (2) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、都道府県より避難の指示又は避難の指示の解除の通知を受けたとき、もしくは避難の指示等が発令された事実及びその内容を把握したときには、あらかじめ定めた情報伝達経路により、正確かつ迅速に伝達する。

第2節 避難住民等の救援に関する措置

1. 電話その他通信設備の提供

- (1) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの支社・支店等は、避難施設における避難住民等のための電話その他の通信設備の提供に関する協力要請を受ける担当をあらかじめ定め、都道府県との連絡体制を整備する。
- (2) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの支社・支店等は、避難先地域を管轄する都道府県より避難施設における避難住民等のための電話その他の通信設備の提供に関する協力要請を受けたときには、必要な協力を行なうよう努める。

①特設公衆電話等の設置

東地域会社、西地域会社は、都道府県より避難施設における避難住民等のための電話その他の通信設備の提供に関する協力要請を受けた場合には、避難所に、避難住民等が利用する特設公衆電話等の設置に努める。

②携帯電話等の貸出し

ドコモは、都道府県より避難施設における避難住民等のための電話その他の通信設備の提供に関する協力要請を受けた場合には、避難所への携帯電話等の貸出しに努める。

- (3) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、避難措置の指示後の救援活動を円滑に行なうため、平素より、都道府県による避難施設の指定状況を把握するよう努める。
- (4) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの本社は、国が行なう通信機器等の供給に関する協力要請を受ける担当をあらかじめ定め、国との連絡体制を整備する。
- (5) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、国より通信機器等の供給に関する協力要請を受けたときには、必要な協力を行なうよう努める。

2. 安否情報の収集に対する協力

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、地方公共団体から安否情報の照会があったときには、業務の範囲において、可能な範囲内で協力するよう努める。なお、安否情報を提供する場合には、個人情報の保護に配慮する。

第3節 武力攻撃災害への対処に関する措置

1. 緊急通報の発令に伴う情報伝達

- (1) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、都道府県が発令する緊急通報に関して、速やかな情報共有を行い、不測の事態への措置に備えるため、平素から情報伝達経路を整備する。
- (2) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、都道府県より緊急通報の通知を受けたとき、又は都道府県が緊急通報を発令した事実及びその内容を把握したときには、あらかじめ定めた情報伝達経路により、正確かつ迅速に伝達する。

2. 生活関連等施設の安全確保

(1) 平素からの備え

- ①東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、生活関連等施設として都道府県から通知を受けている交換設備について、国が定め都道府県から通知される施設の安全確保の留意点を踏まえ、武力攻撃事態等における安全確保の措置計画を定める。また、この安全確保の留意点についての見直しが生じた際には、その都度、必要に応じて措置計画を見直す。
- ②東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、国又は都道府県が行う生活関連等施設の把握又は見直しに関して、必要な協力を行う。
- ③東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、生活関連等施設の安全確保に関して、都道府県をはじめ、関係機関との連絡系統の構築に努める。

(2) 武力攻撃事態等における措置

- ①東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、都道府県又は国から生活関連等施設である交換設備に対し安全確保措置を講ずるよう要請があった場合には、あらかじめ定めた措置計画等に基づき、必要な措置の実施に努める。
- ②東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、都道府県又は国からの要請により、生活関連等施設である交換設備の安全確保措置を実施する際、必要に応じ、都道府県警察、消防機関その他行政機関に対して生活関連等施設の安全確保のために必要な支援を要請する。

3. 武力攻撃原子力災害への対処

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、防災基本計画の定めに基づいて、平素より関係機関との緊密な連携を保つとともに、武力攻撃原子力災害（武力攻撃災害のうち、国民保護法第105条第1項にあげる事態をいう。）が発生した場合、必要な体制確立及び情報の収集・連絡を行う。

第4節 情報の収集及び提供

(1) 平素からの備え

- ①持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関、国民等への提供を適時且つ適切に実施するため、以下についてあらかじめ整備するよう努める。
 - ア) 国、及び関係機関との情報連絡体制
 - イ) 社内の情報連絡体制
 - ウ) 国民等への電気通信サービスに関する情報提供（報道機関、ホームページ等）のための体制
- ②持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、武力攻撃災害により情報収集・連絡に当たる担当者や通信手段が被害を受けた場合においても各社の各機関内及び各機関相互の連絡、各社相互間の連絡が迅速且つ確実にいえるよう、複数の情報伝達手段の確保など、情報収集・連絡体制を整備するよう努める。

(2) 武力攻撃事態等における被災情報等の収集及び提供

①東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、武力攻撃事態等においては、以下の情報（以下、「被災情報等」という。）を収集し、各社の国民保護対策本部の長に報告するとともに、関係機関相互間の連絡、周知を行うよう努める。

ア) 電気通信設備等の被災情報

イ) 通信のそ通状況及び利用制限状況等

ウ) 被災設備、回線等の復旧状況及びその他の国民保護措置の実施状況

エ) その他必要な情報

②持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、収集した被災情報等について、速やかに国へ報告する。

③持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、被災情報等について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じた広報を行なうほか、ホームページや支店前掲示等により周知するよう努める。この際、高齢者、障がい者、外国人その他の情報伝達に際し援護を要する者に対しても、確実に情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努める。

第5節 国民保護措置の実施に必要な通信手段の確保

(1) 平素からの備え

①持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、国民保護措置の実施に関し、自らの非常通信手段を整備するとともに、これらの応急対策等、国民保護措置の実施に関して重要な通信の確保に関する対策の推進を図る。なお、この際、自然災害時等の情報通信手段として確保している情報通信手段を活用するとともに、非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。

②持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、あらかじめ武力攻撃事態等における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で運用方法について十分な調整を図る。

③持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、平素から国民保護措置の実施に必要な通信設備の総点検を定期的実施するとともに、他の関係機関等と連携し、通信訓練を実施し、機器の操作の習熟等を図る。

(2) 武力攻撃事態等における通信の確保

①持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、武力攻撃事態等においては、国民保護措置の実施に必要な通信の手段を確保するため、自らの情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行う。

②①について、持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは直ちに総務省にその状況を連絡する。

③武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第6節 国民生活の安定に関する措置

1. 生活基盤等の確保

(1) ライフライン施設の機能の確保

東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、以下の①～⑤に基づき通信網の整備を行うよう努める。

- ① 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とすること
- ② 主要な中継交換機を分散設置すること
- ③ 大都市において、とう道（共同溝を含む。）網を構築すること
- ④ 通信ケーブルの地中化を推進すること
- ⑤ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置すること

(2) 通信の確保

① 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、武力攻撃事態等において、以下の措置をとり、通信輻輳の緩和及び通信の確保、及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取り扱いを図る。

ア) 応急回線の作成、網措置等その確保の措置をとること

イ) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第2項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること

ウ) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第55条の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱うこと

エ) 他の電気通信事業者との連携をとること

オ) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網及び防災行政無線等との連携をとること

② ドコモは、国民保護措置を実施する機関に対して、必要に応じて携帯電話等の貸出しに努める。

③ 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、武力攻撃事態等の発生により、著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等を速やかに提供する。

2. 応急の復旧

(1) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、施設及び設備の被害状況の把握及び応急の復旧を行うため、自然災害に対する既存の予防措置も活用し、災害対策機器や対策用資機材の確保や輸送、対策要員の確保等について、あらかじめ体制及び資機材を整備するよう努める。

(2) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、武力攻撃災害発生後可能な限り速

やかに、施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保のための応急復旧を最優先に実施する。

- (3) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、応急の復旧のために必要な措置を講ずるに当たって、自らの要員、資機材などによっては的確且つ迅速な措置を講ずることが出来ない場合には、必要に応じて国に対し、応急の復旧のため必要な措置に関し支援を求めるものとする。

3. 武力攻撃災害の復旧

- (1) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、応急復旧工事終了後、すみやかに被害状況を調査分析した上で災害復旧工事を計画、設計し、武力攻撃災害の復旧を行う。
- (2) 武力攻撃災害の復旧に当たっては、その対象となる施設の被害状況、当該被災した地域を管轄する地方公共団体が定めた当面の復旧の方向性、国の復旧の方向の検討等を考慮して実施する。

第7節 訓練及び備蓄、その他

1. 訓練

- (1) 持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、国民保護措置を円滑かつ迅速に行なうため、警報等各種情報の伝達、非常召集、武力攻撃事態時の通信そ通確保、応急復旧等について、訓練を実施するよう努める。また、国又は地方公共団体が実施する国民保護措置についての訓練に参加するよう努める。
- (2) 国民保護措置についての訓練と防災訓練については、相互に応用できるものについては有機的に連携させるよう配慮する。

2. 備蓄

- (1) 持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、国民保護措置の実施に必要な物資及び資材を備蓄するとともに、備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握に努める。この際、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるなどにより、物資及び資材の効率的な活用を図るよう考慮する。
- (2) 持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置の実施に必要な物資及び資材を調達することが出来るよう、他の機関との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制の整備に努める。
- (3) 持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、平素、備蓄管理に属する施設及び設備を整備し、又は点検する。

3. 特殊標章等の交付及び使用

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、国民保護措置の実施に当

たり、必要に応じて、総務大臣の許可を得て、特殊標章又は身分証明書を使用する。

第4章 緊急対処事態等への対処

- (1) 持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、国の緊急対処事態対処方針が定められたときには、必要な緊急対処保護措置（国民保護法第172条第1項に定めるものをいう。以下同じ。）を実施する。また持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、国に緊急対処事態対策本部が設置された場合には、速やかに各組織において国民保護対策本部を設置する。
- (2) 緊急対処保護措置の実施体制及び実施内容等については、武力攻撃事態等における国民保護措置に準じて実施するものとする。

附 則

1. この「国民保護業務計画」は、平成18年3月14日から実施する。

附 則

1. この「国民保護業務計画」は、平成20年7月1日から実施する。

附 則

1. この「国民保護業務計画」は、平成28年7月8日から実施する。